[表2]

区　分	補助限度額	
	小学校1年生から3年生の兄・姉を有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生から3年生の兄・姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第3子以降）
生活保護法の規定による保護をうけている世帯	年額　247,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額　224,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額　161,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額　114,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯	年額　5,000円	

□第三子補助金

さらに、第三子であれば、上記とは別に、年間120,000円（月額10,000円）を補助します。
（ただし、幼稚園に支払う保育料を上回ることはできません）

第三子とは、保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育している場合で、その出生の最も早いものから順に数えて第3番目以降の児童をいいます。

平成25年度 入園希望者 私立幼稚園 入園説明会

学校法人名	幼稚園名（所在地）	と　き	募集定員		連絡先
			年少児	年中児	
知立学園	知立幼稚園（山屋敷町）	9月15日（土） 午前10時30分～11時30分 （受付：午前10時～）	70人	若干名	☎81－1251
	長篠幼稚園（長篠町）		70人	若干名	☎81－3422
	桜木幼稚園（中町）		100人	若干名	☎81－3348
名鉄学園	はなの木幼稚園（昭和）	9月15日（土） 午前10時～11時30分 （受付：午前9時30分～）	130人	若干名	☎81－3693

※知立学園の入園説明会は、電話で事前予約をお願いします。
※説明会日程の都合がつかない場合は各幼稚園へご相談ください。
【入園願書の配布】　9月1日（土）から
【入園願書の受付】　10月1日（月）から
※願書の配布・受付は午前9時から各幼稚園で行います。
【入園年齢】
［年少児］　平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ
［年中児］　平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ
［年長児］　平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ

私立幼稚園就園奨励費補助金

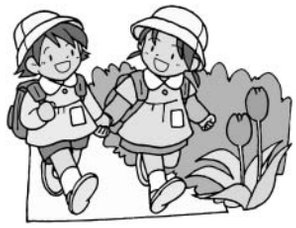

私立幼稚園に在園するお子さんは市から授業料の補助が受けられます。

▶問合せ　子ども課　保育係（☎95-0121）

□補助金を受けるには？

① 市民税所得割額をご確認ください。
市民税所得割額確認方法：
・会社にお勤めの人は市民税・県民税特別徴収税額通知書に記載されています。
（紛失、確認不可の場合は税務課市民税係にお尋ねください。）
・それ以外の人は市民課で課税証明書または非課税証明書を発行します。

② 補助金額は世帯（父母または祖父母）の合計の市民税の額により次の表のとおり支給します。

③ 補助金の申請は、通園先の幼稚園を通して受付けます。
（申込用紙は幼稚園から各家庭に配布され、提出先も幼稚園となります。）

④ 補助金は申請した翌年の３月中に支給されます。

補助金の手続きは、通園先の幼稚園で行うため申請漏れの心配はありません。

□平成24年度補助金額

（小学校１年生から３年生までの兄姉がいる場合は次ページ［表２］、それ以外の世帯は［表１］をご覧ください。）

［表1］

区　分	補助限度額		
	1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
生活保護法の規定による保護をうけている世帯	年額　226,200円	266,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額　196,200円	251,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額　112,200円	209,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額　49,800円	178,000円	305,000円
平成24年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯	年額　5,000円		

【表1・表2　注意事項】
1．年度の途中で入退園または転出した場合は、在園月数等に応じた補助金額となります。
2．父母共に所得のある場合は、父母の市民税所得割額の合計額が基準となります。
3．世帯の課税額算定について、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（幼児を税法上扶養親族にしている者等）の所得割課税額の合計額が基準となります。
4．小学校1年生～3年生の兄・姉がいる場合のみ、［表2］の補助金額となります。